

千葉県青少年健全育成条例

昭和三十九年十一月一日
条例第六十四号

改正	昭和四六年一〇月二五日条例第六二号	昭和五七年一二月二三日条例第三八号
	昭和五九年一二月一四日条例第三四号	昭和六〇年一二月二三日条例第三三号
	昭和六〇年一二月二三日条例第三六号	平成 四年 三月二六日条例第一六号
	平成 六年 三月二九日条例第八号	平成 七年一〇月一三日条例第五七号
	平成 八年一〇月一五日条例第三一号	平成一〇年一二月二二日条例第四七号
	平成一一年一〇月一九日条例第四二号	平成一三年一二月二一日条例第六二号
	平成一四年 三月二六日条例第一九号	平成一七年 二月二二日条例第二二号
	平成一七年 七月二二日条例第五六号	平成二一年 三月 六日条例第一九号
	平成二二年 九月二四日条例第四二号	平成二三年一二月二七日条例第四九号
	平成二七年一二月二五日条例第六九号	平成三〇年 三月二三日条例第一九号
	令和 二年 三月二三日条例第一九号	令和 四年 三月二五日条例第七号

千葉県青少年健全育成条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 優良興行及び優良図書等の推奨（第七条）
- 第三章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止（第八条—第二十三条の四）
- 第三章の二 インターネットの適切な利用のための環境の整備（第二十三条の五—第二十三条の十一）
- 第四章 協議会への諮問（第二十四条）
- 第五章 雑則（第二十五条—第二十七条）
- 第六章 罰則（第二十八条—第三十条）
- 附則

第一章 総則
追加〔平成六年条例八号〕

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。

（条例の解釈適用）

第二条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあつてはならない。

（県民の責務）

第三条 すべて県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。

（県の任務）

第四条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を行なうものとする。

- 一 青少年の組織する自主的な団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の活動に対する指導及び援助
- 二 青少年の体育、娯楽、語り合い、研修等のための施設の新設及び整備
- 三 地域社会において青少年の指導及び育成に協力する者の確保及び養成
- 四 公共的団体の行なう前各号に掲げる行為に対する指導及び援助

（市町村の協力）

第五条 市町村は、青少年の健全な育成を図るため、前条に掲げる県の行なう施策に協力するよう努めるものとする。

（定義）

第六条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 小学校就学の始期から十八歳に達するまでの者をいう。
- 二 興行 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を、公衆に見せ、又は聞かせることをいう。
- 三 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤その他映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- 四 特定玩具等 性的感情を刺激する玩具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある玩具その他の器具をいう。
- 五 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 六 自動販売業者等 自動販売機等による図書等又は特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者をいう。
- 七 広告物 公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 八 電話異性紹介営業 専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下この号において同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、

三 前各号に掲げるもののほか、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

追加〔令和二年条例一九号〕

第二十条 何人も、青少年に對し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段により、自己の性的欲望を満足させるための対象として扱つてい

か認められぬ風俗営業法第二十六条第一号から第三号まで又は第七項第一号に規定する営業に

2 何人も、風俗営業法第二十六条第一号に規定する営業に從事させる目的で、青少年に性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せ

全部改正〔平成一七年条例二二二号〕

第二十一条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（次条第一項に規定する風俗営業、風俗営業法第

二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は飲食店、喫茶店、その他設備を設けて客に飲食用、

を医療目的営業外に営む者は、使用行為は催眠剤等（飲食物、タバコ、麻薬若しくは覚せい剤のみだり

なし、又はその周旋をしてはならない。）が行われ、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしては

ならない。一部改正〔昭和四六年条例六二二号・五七年三八号・五九年三四号・六〇年三六号・平成六年八号・八年三一〇号・一〇年四七号・一三年六二二号・一七年二二二号〕

（旅館業者の通知義務）
第二十二条 旅館業を営む者は、客として宿泊した青少年が明らかに保護を要すると認められる

ときは、速やかに警察官に通知しなければならない。一部改正〔平成六年条例八号〕

（深夜外出の制限）
第二十三条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後十一時から翌日の午前

四時まで）をいう。以下同じ。）に外出させないように努めなければならない。一部改正〔平成六年条例八号・一七年二二二号〕

第二十三条の二 何人も、威迫し、若しくは欺く等不当な手段により、又は保護者の委託若しくは

承認その他の正当な理由なく、深夜に、青少年を連れ出し、同伴してはいかひしい、又はとど

追加〔平成一七年条例二二二号〕

（深夜に客の入室を禁止する）
第二十条の三 次の各号に掲げる営業を営む者は、当該営業を営む施設に深夜において青少年

を客として入室させない。客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

又はインターネットの利用をさせる営業で、客に専用装置による視聴をさせる営業又はインターネットの利用をさせる営業で、

2 区画前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において当該営業を営む場合は、当該営業を営む施設

に深夜に客の入室を禁止する旨を当該施設に入場しようとする者の見やすい箇

所に表示しなければならない。追加〔平成一七年条例二二二号〕、一部改正〔平成二一年条例一九号〕

（立入調査等）
第二十三条の四 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をし

て、営業時間内から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問をすることができる。関係者の正常

な業務を妨げないよう立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常

年四九号]

第二十六条 削除
〔平成二三年条例四九号〕

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則
追加〔平成六年条例八号〕

(罰則)

第二十八条 第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第二十条第三項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第二十条第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二 第二十条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

三 第二十条第七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

四 第二十条第八項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

五 第二十条第九項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

六 第二十条第十項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

七 第二十条第十一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

八 第二十条第十二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

九 第二十条第十三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十 第二十条第十四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十一 第二十条第十五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十二 第二十条第十六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十三 第二十条第十七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十四 第二十条第十八項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十五 第二十条第十九項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十六 第二十条第二十項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十七 第二十条第二十一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十八 第二十条第二十二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

十九 第二十条第二十三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十 第二十条第二十四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十一 第二十条第二十五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十二 第二十条第二十六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十三 第二十条第二十七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十四 第二十条第二十八項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十五 第二十条第二十九項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十六 第二十条第三十項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十七 第二十条第三十一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十八 第二十条第三十二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

二十九 第二十条第三十三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

三十 第二十条第三十四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

三十一 第二十条第三十五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

三十二 第二十条第三十六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

三十三 第二十条第三十七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して前条第二項から第四項までの規定に違反したときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責)

第三十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。ただし、営業に関し成年者同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

追加〔昭和六〇年条例三六号〕、一部改正〔平成六年条例八号・一七年五六号〕

附則

1 この条例は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 夜間における児童の保護に関する条例（昭和二十三年千葉県条例第百三十三号）は、廃止する。

3 この条例の施行前にした夜間における児童の保護に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十六年十月二十五日条例第六十二号）
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十八号）

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行の際現に図書類を販売するために自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、改正後の千葉県青少年健全育成条例第十条の四第一項に規定する届出を、昭和五十八年四月三十日までに行わなければならない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年十二月十四日条例第三十四号抄）
(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（昭和六十年十二月二十三日条例第三十三号抄）
(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。（後略）

附則（昭和六十一年四月一日から施行する）
この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
附則（平成四年三月二十六日条例第十六号）
(施行期日)

1 この条例は、平成四年五月六日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成六年三月二十九日条例第八号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）の第六号に規定する特定がん具等を販売するために、当該自動販売機について、平成六年七月三十一日までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ改正前各千葉県青少年健全育成条例（以下「改正前の条例」という。）第七条に規定する一 図書類を収納する自動販売機 改正後の条例第十四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
二 前号に規定する自動販売機以外の自動販売機 改正後の条例第十四条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項
- 3 前項の規定による届出（同項第一号の規定による届出にあっては、当該届出に係る改正前の条例第十条の四の規定による届出を含む。）は、改正後の条例第十四条第一項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。
- 4 改正後の条例第十条第二項又は第十二条第二項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成七年十月十三日条例第五十七号）
この条例は、平成七年十月十八日から施行する。
附則（平成八年十月十五日条例第三十一号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）の第六号に規定する特定がん具等を貸し付けるために、自動販売業者等については、改正後の条例第十四条第一項に規定する自動販売業者等とみなして、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 3 前項の規定による届出を適用する者については、平成九年六月三十日までは、改正後の条例第十五条第一項の規定は、適用しない。
- 4 「テレホンクラブ等営業」というものを営もうとする者については、改正後の条例第十八条の三第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者として、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用することとする。この場合において、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 5 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業に係る営業所については、平成九年三月三十一日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十八条の三第一項の規定による届出をした場合）にあっては、平成十年十二月三十一日）までは、改正後の条例第十八条の四第一項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第六条第七号に規定する広告物については、平成九年三月三十一日までは、改正後の条例第十八条の六第一項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に改正後の条例第六条第九号に規定する利用カードが収納されている自動販売機については、平成九年六月三十日までは、改正後の条例第十八条の九第一項の規定は、適用しない。
- 8 改正後の条例第十八条の四第一項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十年十二月二十二日条例第四十七号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。
附則（平成十一年十月十九日条例第四十二号）
この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日〔平成十一年一月一日〕から施行する。
附則（平成十三年十二月二十一日条例第六十二号）
この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。（平成十三年一月二日政令四一七号により、平成十四年四月一日から施行）
附則（平成十四年三月二十六日条例第十九号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十四年七月一日から施行する。
（千葉県行政組織条例の一部改正）
- 2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附則（平成十七年二月二十二日条例第二十二号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十七年九月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十七年七月二十二日条例第五十六号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年三月六日条例第十九号）

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）の第六第一号に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者については、改正後の条例第十八条の五第一項の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十一年六月一日までに」とする。
附則（平成二十二年九月二十四日条例第四十二号）
この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
附則（平成二十三年十二月二十七日条例第四十九号）
この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。
附則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）
- (施行期日)
- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成三十年三月二十三日条例第十九号）
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
附則（令和二年三月二十三日条例第十九号）
この条例は、令和二年七月一日から施行する。
附則（令和四年三月二十五日条例第七号抄）
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- (千葉県青少年健全育成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされる者は、第二条の規定による改正後の千葉県青少年健全育成条例第六条第一号に掲げる青少年には含まないものとする。